

石川県立あすなろ中学校 いじめ防止基本方針

いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり
～生徒が安心して学ぶことができる環境を～

石川県立あすなろ中学校
令和7年4月

目次

番号	内容	ページ
1	いじめの問題への基本姿勢 (1)いじめ防止に対する基本的な考え方 (2)いじめの定義	P.1
2	いじめの未然防止	P.3
3	いじめの早期発見	
4	いじめへの対応措置 (1)いじめの発見・通報を受けたときの対応について (2)いじめの事実確認と報告について (3)学校がいじめの事実を確認した場合の対応について (4)いじめの解消と再発防止について	
5	インターネット上のいじめについて (1)未然防止・早期発見について (2)対応について	P.6
6	いじめに対する校内体制	P.7
7	重大事態への対応	P.8
8	警察への相談・通報	P.9
9	年間計画	P.10
10	学校で出すサイン (1)いじめられている生徒 (2)いじめている生徒 (3)注意しなければならない生徒の様子	
11	いじめ問題への取組チェックポイント (1)指導体制 (2)早期発見・早期対応 (3)教育指導	P.11

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくりを目指すために、すべての生徒及び教職員、保護者等がいじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、専門機関等との連携を図りながら、適切かつ迅速な対応により問題解決を図る。

(2) いじめの定義

〈平成17年度「問題行動等調査」まで〉

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。



〈平成18年度「問題行動等調査」より〉

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。



〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導法については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
 - 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。ただし、これらの場合であっても、「法」が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報提供することは必要である。

2 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む。

- わかる授業づくり
- 道徳教育や人権教育等の充実
- 規範意識の育成
- 起こりうるストレスへの対応力を育む
- 自己有用感や自己肯定感を育む取組
- 体験活動を取り入れた取組

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、学校は生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要。

- 小さなサインを見逃さない取組（日頃からの見守りや信頼関係の構築、教職員の情報共有等）
- 定期的なアンケート調査の実施（いじめに関するアンケート調査等）
- 積極的ないじめの認知（軽視しない姿勢）
- 教育相談体制の充実（保健室・相談室の利用、SCの効果的な活用等）
- 早期対応（SOSの発信や報告は勇気がいることとの理解）

4 いじめへの対応措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応について

学校の教職員がいじめの行為を発見した場合は、直ちにその場でその行為を止める。アンケートや訴え等により、いじめの疑いがある相談や訴えを受けた場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、原則速やかに学級担任が詳細を確認する。その上でいじめ問題対策チームで対応策を検討し、事実確認の方法（「いつ」「だれが」「どこで」「何を」「どのように」事実確認するか）を決定し、個別案件対応班（学級担任及びいじめ問題対策チームの数人）へ指示する。

その後、聞き取った内容を「いじめ問題対策チーム（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当者・養護教諭・学年主任・SC）」に報告し、組織的な対応を行う。

（いじめ防止対策推進法第23条第1項）

【留意点】

- 特定の教職員がその情報を抱え込むことがないよう、個別案件対応班で対応する。
- 話を聞く者は、当該生徒の立場に立って聞く。
- 本校においては、聞き取りを行う時間や場所に制限があることや、生徒への配慮が必要なケースが考えられるため、事実確認の方法について慎重に協議する。

(いつ)

生徒が特定されないように、学校開始前や終了後に設定する。

(だれが)

状況によって、学級担任による聞き取りか、生徒指導主事や養護教諭が介入する案件か判断する。

(どこで)

基本は廊下から中が見えない特別教室③で行う。複数の生徒に聞き取りが必要な時も、別日を設定し、なるべく重ならないようにする。

(何を)

聞き取り内容について漏れや矛盾がないよう、時系列に沿って事実を確認する。

(どのように)

聞き取り内容について漏れや矛盾がないように複数の教職員で聞き取り、記録をとる。

(2) いじめの事実確認と報告について

- ① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と相談し、対応策を検討する。
- ② 個別案件対応班において、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ③ 校長は、その結果を県教育委員会に報告する。(いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れがあるときは、県警と相談することを含める)

(3) 学校がいじめの事実を確認した場合の対応について

被害生徒については徹底して守り通す。また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

〈いじめられている生徒とその保護者への対応〉

(いじめられている生徒への対応)

- 当該生徒に対し、必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を明確に示して安心させる。
- いじめの事実関係を正しく把握するためにも、冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(保護者への対応)

- いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- 家庭訪問をしたり来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分に伝える。
- いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

<ul style="list-style-type: none"> いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や休学等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。 解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
<p>〈いじめている生徒とその保護者への対応〉</p> <p>(いじめている生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 いじめた生徒が、何がいじめにあたる行動だったか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに相当することを十分に理解させたくて指導にあたる。 いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。 必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。 いじめは許されないことを指導した上で、いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。 対応後も、解決したと判断するのではなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。 <p>(保護者への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめた生徒の立ち直りに向け、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。 いじめの事実を正確に伝え、いじめは絶対に正当化できないものであるという学校の姿勢を示し、家庭でも話し合う機会を設けることを要請する。
<p>〈いじめが起きた集団への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを止めることができない場合は、誰かに知らせる勇気の必要性を理解させる。 はやし立てる行為や見て見ぬふりの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。 生徒や教師が話し合うなどして、いじめをなくそうという態度を育成し、実践する力を身につけさせる。

(4) いじめの解消と再発防止について

まず、いじめが解消している状態とは、下記の2つの要件を満たすことである。ただし、必要に応じて、他の事情も考慮し判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること(心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月以上続いていること)
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(被害生徒とその保護者等に、面談によって確認する)

次に、再発防止に向けての取組として、以下のことを行う。

- 健康観察や相談希望アンケートの確認

- 生徒が学校での充実感を高められるための工夫（授業改善や学校行事の精選、実施の際の配慮等）
- SCによる面談

5 インターネット上のいじめについて

(1) 未然防止・早期発見について

- インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、情報モラル教育を推進する。
- 県教育委員会の「ネットパトロール」と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 教職員自身が、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について理解する。

(2) 対応について

- グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにする。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

対応手順

掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する



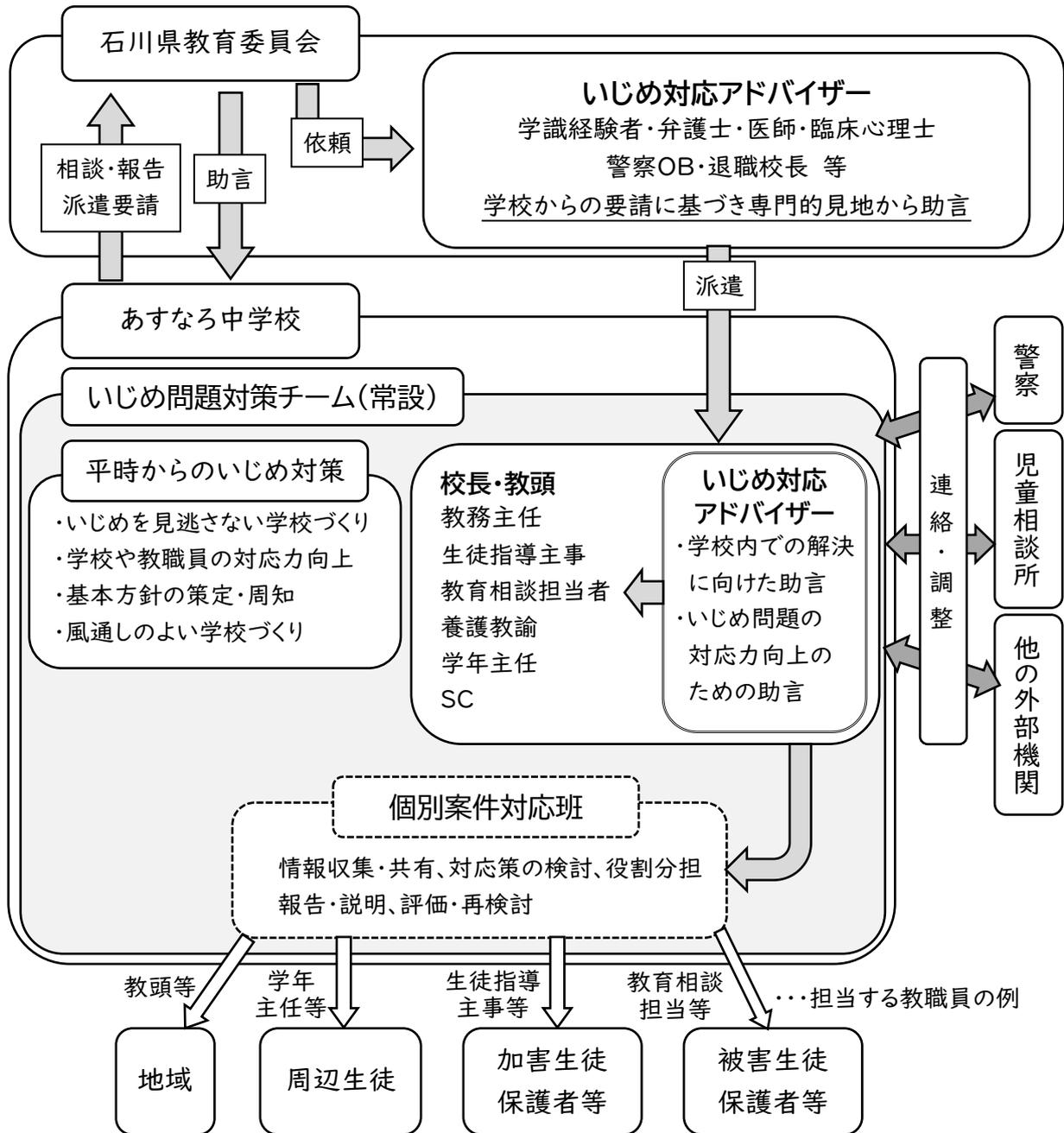
最寄りの法務局に相談する

常設相談所	金沢地方法務局	076-292-7808
	// 小松支局	0761-22-6300
	// 七尾支局	0767-53-1721
	// 輪島支局	0768-22-0426

〈法務局の対応例〉

- （加害者に処罰を希望する場合）
警察署・県警本部のサイバー犯罪相談窓口を案内
- （被害生徒自身で削除依頼をする場合）
プロバイダ等への削除依頼等の具体的方法を助言
- （被害生徒自身で削除依頼をするのが困難な場合）
法務局において、書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除依頼
- （法務局の削除依頼に応じてもらえなかった場合）
裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法を案内

6 いじめに対する校内体制



7 重大事態への対応

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (例)
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらない。

もし重大事態が発生した場合は、下記の対応を行う。

本校は県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。また、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。



<p>〈本校が調査主体の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに本校に重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。 ・ 調査には、「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査にあたる。 	<p>〈県教育委員会が調査主体の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 ・ 本校は、県教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する
---	--

8 警察への相談・通報

指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、県警と相談して対処する。そのため、学校と警察は日常的に情報共有や相談を行える体制を構築していく。

〈警察に相談または通報すべきいじめの事例〉

事案の例	該当しえる犯罪
悪ふざけなどと称して、殴ったりけったりする	暴行
無理やりズボンを脱がす	
ハサミやカッター等の刃物で切りつけてけがをさせる	傷害
断れば危害を加えると脅し、性器や胸・尻を触る	強制わいせつ
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる	恐喝
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる	
鞆や教科書等の所持品を盗む	窃盗
財布から現金を盗む	
自転車等を壊す・傷つける	器物破損
衣服等をカッターなどで切り裂く	
無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる	強要
本人の裸などが写った画像・動画をインターネット上で拡散すると脅す	脅迫
インターネット上に実名を挙げて、誹謗中傷をする	名誉棄損 侮辱
「死ね」と言って自殺するようそそのかし、その生徒が自殺をした	自殺関与
性器や下着姿などの画像・動画を撮影して、自分のスマートフォンに送るよう指示する	児童ポルノ提供等
生徒の裸の画像や動画を、別の人に提供する	
生徒の裸の画像や動画を、SNS上のグループなどに送信し、多数の人に提供する	
他の人から送られた児童ポルノの画像・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)
元交際相手の性的な画像・動画をインターネット上に公表する	

（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」

令和5年2月7日 文科省より）

9 年間計画(予定)

月	対象	内容
4	(教職員)	いじめ問題対策チーム発足、基本方針・年間計画策定、校内研修
5	(全生徒) (教職員)	いじめアンケート調査 いじめ問題対策チーム会議
6		
7	(全生徒)	個人面談
8	(教職員)	1学期取組点検・評価・改善
9		
10	(全生徒) (教職員)	いじめアンケート調査 いじめ問題対策チーム会議
11		
12	(全生徒) (教職員)	個人面談 2学期取組点検・評価・改善
1		
2	(全生徒) (教職員)	いじめアンケート調査 いじめ問題対策チーム会議
3	(全生徒) (教職員)	個人面談 3学期取組点検・評価・改善

※年間を通して実施
週1回生徒理解の会
随時 個別相談

10 学校で出すサイン

(1) いじめられている生徒

発見の機会	観察の視点	
始業前	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える	<input type="checkbox"/> 登校が始業ギリギリ
授業開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が増える <input type="checkbox"/> 1人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立することが多い <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる
休み時間	<input type="checkbox"/> 1人であることが多い <input type="checkbox"/> 訳もなく廊下や階段にいる <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る	<input type="checkbox"/> 保健室によく行く
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで1人で下校する	<input type="checkbox"/> 学校に残っている

(2) いじめている生徒

発見の機会	観察の視点	
授業中	<input type="checkbox"/> 配付物をわざと配らない	<input type="checkbox"/> 嘲笑する
休み時間	<input type="checkbox"/> 蹴ったり殴ったりしている	<input type="checkbox"/> 嫌なことを言わせている
放課後	<input type="checkbox"/> 自分の用事に付き合わせる	

(3) 注意しなければならない生徒の様子

発見の機会	観察の視点	
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなくおどおどしている <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 手遊びが多くなる	<input type="checkbox"/> 視線を合わさない <input type="checkbox"/> 教師と話するとき不安な表情をする
持ち物など	<input type="checkbox"/> 持ち物が隠される <input type="checkbox"/> 服装が乱れている	<input type="checkbox"/> 刃物等、危険なものを所持する
その他	<input type="checkbox"/> 教科書・教室の壁などに落書きがある	<input type="checkbox"/> SNSのグループから故意に外される

II いじめ問題への取組チェックポイント

(1) 指導体制

	対象	項目
✓	チーム	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか
✓	チーム	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか
✓	チーム	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか

(2) 早期発見・早期対応

	対象	項目
✓	教職員	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか
✓	チーム 教職員	生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか
	チーム	養護教諭やSC等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか
	チーム 教職員	いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者等や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか
	チーム	いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか
✓	チーム	学校における教育相談について、保護者等にも十分理解され、保護者等の悩みにもこたえることができる体制になっているか

(3) 教育指導

	対象	項目
✓	教職員	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか
✓	教職員	道徳や学級活動の時間などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか
✓	チーム	いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導の他、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか
✓	チーム 対応班	いじめられている生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか
✓	チーム 対応班	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか

※「対象」の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。